

特 別 決 議

平成 28 年の参議院選挙では、参議院選挙制度に係る「一票の格差」是正に関する最高裁判所の判決を受けて、憲政史上初めて、県をまたがって 1 つの選挙区とする「合区」のもとで選挙を戦った。その結果、鳥取県は全国で唯一県代表を送り出すことができない県になった。

地方創生を進めるためには、地方の声を国政に届けることが重要であり、歴史的にも文化的にも社会的にも重要な役割を果たしてきた都道府県という単位を基本として、参議院選挙を行うことが必須である。

昨年の公職選挙法の一部を改正する法律で、比例代表選挙において「特定枠」を設け、各県の代表を選出することができることとなったが、依然として「合区」は残ったままである。

ここに、この夏の参議院議員選挙においては、わが党の公約に掲げ、全国民の理解を得て、地方創生に逆行する合区は必ず解消し、参議院の選挙区の単位を各都道府県として、最低でも各県から 1 人の代表が選出できるよう、早急かつ確実に制度の改正を行うことを強く要請する。

令和元年 5 月 19 日

第 64 回自由民主党鳥取県支部連合会定期大会